

宇土市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和８年９月１０日

宇土市長 光 井 正 吾

宇土市規則第４８号

宇土市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宇土市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年規則第２９号）の一部を次のように改正する。

別表第３第１号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、令和８年９月１０日から施行する。